

区政会議のオンライン参加について

1 趣旨

コロナ禍以降、行政活動に限らず社会活動の各般においてオンラインの活用がみられるようになっており、様々な会議体の運営においてもオンラインの参加を認めることが社会通念となりつつあります。

区政会議における運営形態としては、会議の委員や関係者が「出席」して議論することが規定されていますが、このたび「出席」にオンライン参加を含むものとして解釈が変更されました。【令和4年2月21日通知】

2 具体的な取扱い

(1) デジタル・ディバイドへの対応

委員等がオンライン参加を行う場合に必要となる通信機器等は、委員等が自ら用意することを基本とします（BYOD方式）。

（この場合において、委員等が自ら所有するPC・タブレット・スマートフォンを利用するほか、例えば、地域活動協議会の推薦委員が同協議会の管理するPCを利用すること等が想定されます。）

(2) 委員等に対する本人確認

定足数にかかる規定（会議開催・決議成立）が条例に置かれている趣旨に照らし、なりすましが生じないよう、委員等の本人確認を適切に行う必要があります。

通常、区政会議の運営に携わる区役所職員と委員等は顔見知りであるため、住民基本台帳事務で総務省が認めている「面識による本人確認」の考え方を参考に、オンラインにおいて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる状態をとることをもって本人確認を行うこととします。

(3) 会議の公開への配慮

オンラインでなく実際に会議場へ参集して参加する委員等も想定されることから、従前と同様に、会議場を設けるとともに同場において傍聴の機会を提供します。